

# I 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## I-1 政策的意義の高い都市再生の推進

- (1) 都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進
- (2) 社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換
- (3) 地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化
- (4) 防災性の向上による安全・安心なまちづくり

## I-1-(1) 都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進

- **17地区で事業を実施するとともに、18地区でコーディネートを実施。**
- **「品川駅北周辺地区(東京都港区)」においては、関係権利者との調整及び大規模な公共施設整備の必要性から、民間事業者のみでは事業実施が困難であり、東京都及び港区から機構による土地区画整理事業の施行を要請され、事業に着手。**
- 当地区では、機構による土地区画整理事業の実施により、**新駅整備とあわせた道路・公園等の基盤整備が実現するとともに、国際競争力強化に資する複合的機能の集積が図られる**こととなる。

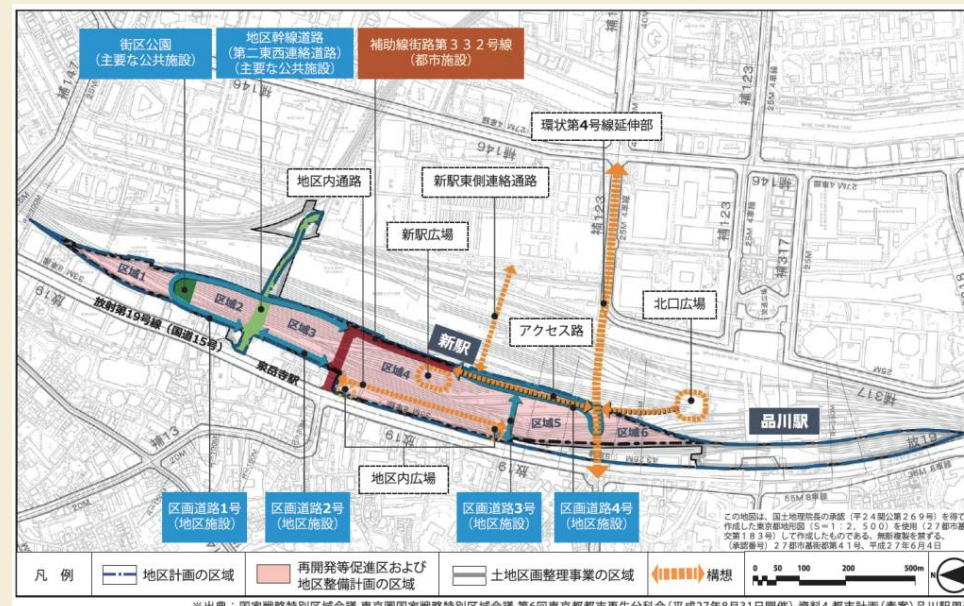
## 品川駅北周辺地区

## 国際交流拠点・品川にふさわしい複合市街地の形成

- 新駅及びリニア中央新幹線の開業をにらんだ拠点形成に向けたまちづくりの推進
  - UR施行の土地区画整理事業により、新駅整備とあわせて道路・公園等の基盤整備を実施
- 魅力ある複合市街地を形成するために多様な機能を誘導
  - 国際競争力強化に資する業務機能、都心居住を支える住宅・商業・生活関連機能、利便性・集客性を活かした複合的機能の集積を図る

事業名称	品川駅北周辺地区土地区画整理事業
所在地	東京都港区
施行面積	約14.7ha

**平成28年3月、東京都及び港区からの要請を受け、7月に土地区画整理事業の事業計画認可を取得。**



## I-1-(2) 社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換

- 45地区で事業を実施するとともに、70地区でコーディネートを実施。
- 「九大箱崎南地区(福岡県福岡市東区)」においては、長期間にわたり大規模な土地の保有を要するという、民間事業者では実施困難な事業の長期化リスクがあること、都市計画道路等の公共施設整備が必要であること等から、機構が住宅市街地整備事業に着手。
- 当地区では、今後機構が宅地及び基盤の整備、都市計画道路等の公共施設整備(予定)を行うことにより、九州大学及び福岡市の意向を踏まえた一体的なまちづくりの推進を図る。

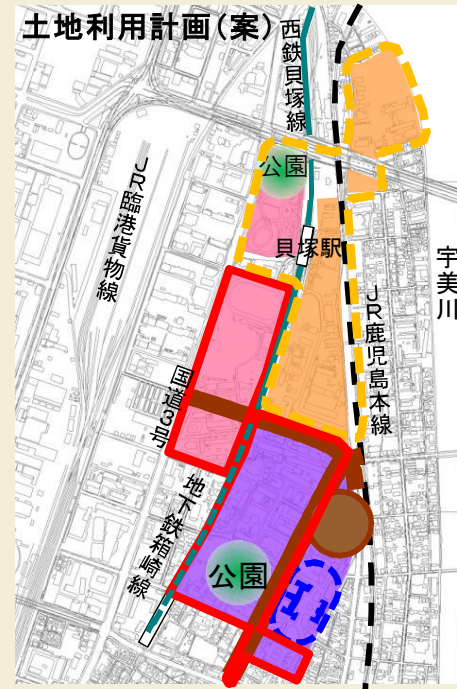
## 九大箱崎南地区

## 大規模キャンパス跡地を活用した一体的なまちづくりの推進

- 九州大学箱崎キャンパス跡地において、土地を取得し、九州大学および福岡市が策定した「九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画」に沿った一体的なまちづくりを推進
  - 九大ブランド、URノウハウを活用したまちづくりを実現
  - 住宅市街地総合整備事業による宅地整備、基盤整備
  - 都市計画道路等の公共施設整備を実施予定

事業手法	住宅市街地整備事業
所在地	福岡県福岡市東区
地区面積	約28ha

平成29年3月、九州大学と土地売買契約を締結。



## 位置図



箱崎南地区  
住宅市街地総合整備事業地区

- 成長・活力・交流ゾーン
- 教育・研究ゾーン
- 安全・安心・健やかゾーン
- 近代建築物活用ゾーン

- 南地区
- 北地区
- 都市計画道路

## I-1-(3) 地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化

- 4地区で事業を実施するとともに、49地区でコーディネートを実施。
- 「荒尾駅周辺拠点地区(熊本県荒尾市)」においては、機構の豊富な土地区画整理事業施行経験及び民間施設の立地誘導への期待から、都市機能の立地誘導を含む市施行の土地区画整理事業を新たに受託。
- 当地区では、機構が立地適正化計画の策定から都市機能の立地誘導を含む事業の完遂に至るまでをトータルで支援することにより、地方創生に資する市の重要な政策の実現に貢献。

## 荒尾駅周辺拠点地区

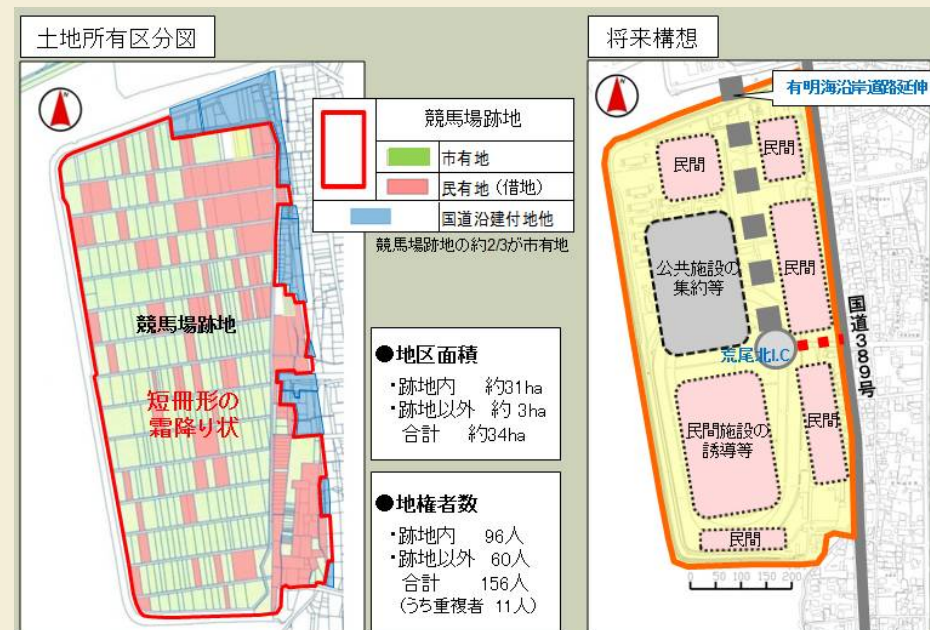
## 旧荒尾競馬場跡地の基盤整備と都市機能の誘導

- **権利が細分化された広大な遊休地の有効活用の推進**
  - 短冊状の権利関係を整理・集約化
  - 有効活用を推進するための都市基盤(道路・公園)の整備により宅地利用の増進
- **有明海沿岸道路との一体的なまちづくりの推進**
  - 土地区画整理事業により有明海沿岸道路整備用地を確保
  - 立地適正化計画(H28策定)において都市機能誘導区域かつ居住誘導区域に位置付けられた荒尾駅周辺拠点地区の一部にふさわしい都市機能の集積を誘導

事業概要 南新地土地区画整理事業(市施行)

所在地 熊本県荒尾市 施行面積 約34.5ha

平成28年11月、事業計画認可を取得。



## I-1-(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり(①密集市街地の整備改善のための総合的な取組)

- **密集市街地の整備改善について、13地区で事業を実施。**
- 「弥生町三丁目周辺地区(東京都中野区)」においては、**土地取得による不燃化促進、土地区画整理事業による代替地等整備、従前居住者用賃貸住宅整備による移転先確保、避難道路整備の権利者調整の受託**等の、民間事業者では実施困難な取組を重層的に実施しており、**平成28年度には、新たに土地区画整理事業及び従前居住者用賃貸住宅の整備に着手**。これにより、区が目指す**不燃化促進をトータルに推進**。

## 弥生町三丁目周辺地区

## 自治体(中野区)の意向

- ・避難道路の整備、都営川島町アパート跡地の活用、老朽木造建築物除却助成、不燃化建替え助成による不燃化の促進。

## URの取組

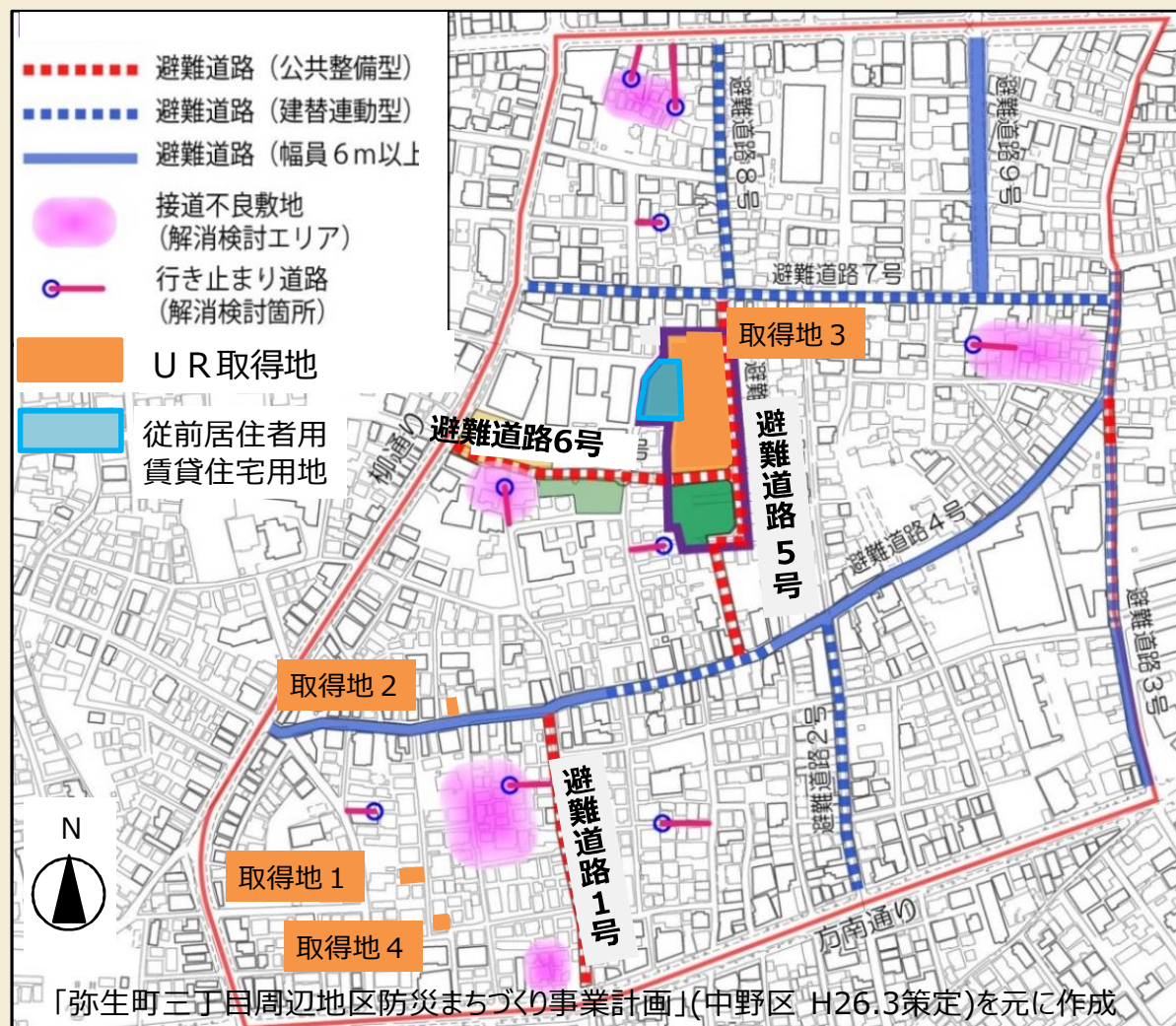
## ■事業手法

- ①木密エリア不燃化促進事業(地区全域:約21.3ha)
- ②土地区画整理事業(弥生町三丁目地区:約0.5ha)
- ③従前居住者用賃貸住宅整備事業(約760㎡)
- ④道路受託(避難道路1号線)

## ■URの取組内容

- ① 木密エリア不燃化促進事業による不燃化の推進
  - ② 土地区画整理事業による代替地等整備
  - ③ 従前居住者用賃貸住宅整備による関係権利者の移転先確保
  - ④ 避難道路1号線に係る権利者調整等受託
- その他 コーディネート支援

**平成28年4月、土地区画整理事業の施行認可を取得。**  
**平成29年3月、従前居住者用賃貸住宅整備に着手。**



I-1-(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり(③災害復興への取組)

○ 災害により被災した地方公共団体の要請等を受け、**復旧・復興まちづくりの推進に向けた支援を積極的に推進。**

復興支援への取組状況

糸魚川市駅北大火(H28.12.22)  
の復興支援(新潟県糸魚川市)  
・ 復興まちづくり計画策定支援を  
実施

平成28年熊本地震の復興支援  
(H28.4.14(前震)、H28.4.16(本震))  
・ 災害公営住宅の整備に向けた  
支援等を実施

平成28年台風10号(H28.8.30)  
の復興支援(岩手県岩泉町)  
・ 復興まちづくり計画策定支援等  
を実施



# I-1-(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり(③災害復興への取組)

○ 平成28年熊本地震の発災直後から、被災地の復旧活動への技術的支援を実施(述べ81名を派遣)。

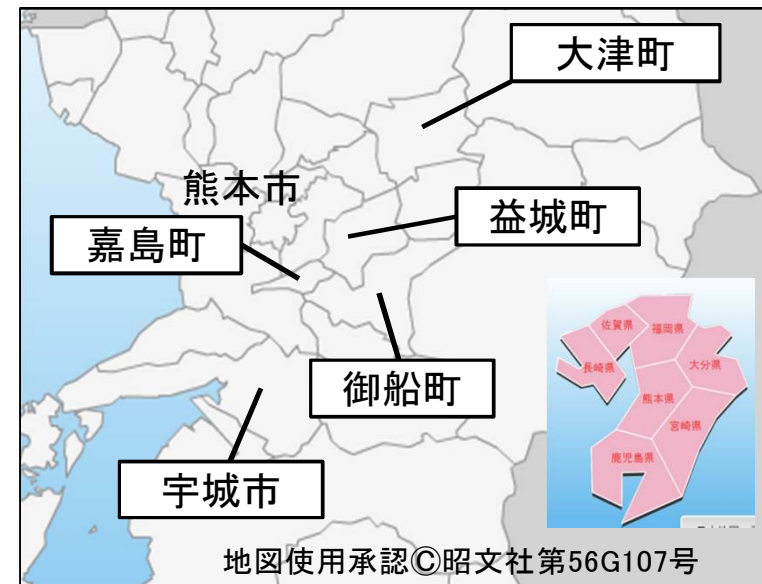
## 1 平成28年熊本地震(H28.4.14(前震)、H28.4.16(本震))に伴う災害復興支援

### (1) 平成28年熊本地震の概要

	前震	本震
発生日時	平成28年4月14日21時26分	平成28年4月16日1時25分
最大震度	震度7 益城町宮園	震度7 益城町宮園、西原町小森

人的被害(名)(※)		家屋被害(棟)(※)	
死者	221	全壊	8,666
重軽傷者	2,673	半壊	33,526

※平成29年3月28日時点、震災関連死を含む



地図使用承認©昭文社第56G107号

### (2) URによる復旧支援

・ 国の要請を受け、発災直後から、被災地の復旧活動への技術的支援を実施(延べ81名を派遣)

支援内容		派遣人数	派遣期間※1)
被災宅地危険度判定	全体マネジメント支援	16名	4/19~5/20
被災建築物応急危険度判定	全体マネジメント支援ほか※2)	17名	4/19~5/2
	判定士	10名	4/21~4/29
応急仮設住宅	建設支援	34名	4/24~8/1
	コミュニティ形成支援	1名	5/26~7/31
その他技術的判断支援		3名	5/2~5/3

※1) 数次にわたり派遣した場合は、第1次の初日と最終次の末日を記載。

※2) URLKからの派遣3名、後方支援6名を含む



# I-1-(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり(③災害復興への取組)

- 熊本県益城町面整備に係る検討について技術的支援を実施。
- 2市町(熊本県宇城市・御船町)において**災害公営住宅の整備**に係る支援を開始。

## (3) URによる復興支援等

- ・ 平成28年6月以降、国・県の益城町面整備に係る検討について技術的支援を実施
- ・ 平成28年7月以降、災害公営住宅建設に向けた市町村の検討を国とともに支援(10市町村と打合せ等実施)  
結果として、平成28年度に2市町と災害公営住宅整備に係る基本協定を締結し、円滑な整備を支援する取組を開始  
現時点では3市町(2市町と嘉島町)において整備支援を実施

市町	被災状況		災害公営住宅整備 予定戸数 (※3)	状況等
	死者数 ※1※2	全半壊棟数 ※1		
宇城市 (うきし)	8	2,839	100	【H28年度の取組み】 H29.2.23付で「災害公営住宅の整備に係る基本協定」(※)を締結 ※ URは、宇城市による災害公営住宅の整備を支援。 【H29年度の状況】 H29年5月、県及び宇城市から豊野町響原地区について機構法第14条の建設要請があり受諾。今後市内で用地が確保され次第、順次建設要請がある見通し
御船町 (みふねまち)	9	2,716	100	【H28年度の取組み】 H29.3.22付で「災害公営住宅の整備に係る基本協定」(※)を締結 ※ URは、御船町による災害公営住宅の整備を支援。

※1)平成29年3月28日付「平成28(2016)年熊本地震等に係る被害状況について【第228報】」(熊本県危機管理防災課)による

※2)震災関連死を含む

※3)「災害公営住宅の整備戸数について」(平成29年4月13日現在)(熊本県土木部建築住宅局住宅課)による。

- ・ 大津町運動公園の体育館(旧都市公団による整備)等について、町からの要請を受け復旧工事を実施中



宇城市豊野町響原地区  
(H29.5に災害公営住宅の建設要請あり)



御船町長との基本協定調印式の様子



被災後の大津町運動公園  
体育館アリーナ内の様子

# I-1-(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり(③災害復興への取組)

○ 平成28年台風10号により被災した**岩手県岩泉町**において、**復興まちづくり計画策定支援**等、復旧・復興支援を開始した。

## 2 岩泉町への災害復興支援 (平成28年台風10号(H28.8.30)により被災)

### (1) 岩泉町の概要

面積	992.36km <sup>2</sup> (東西51km、南北41km) ※ 本州一広い町
人口	9,739人 (H29.4.30時点住民基本台帳人口)
職員数	157名(うち土木12名、建築0名) (H27.4.1時点)

### (2) 平成28年台風10号による岩泉町の被害概要

発生日	平成28年8月30日
人的被害※1	死亡20名、行方不明1名
住家被害※1	全壊444戸、半壊482戸、一部損壊3戸
被害額※2	438億円

※1 「第5回 平成28年台風災害復旧・復興推進本部員会議資料」(平成29年2月17日)(岩手県)に基づき記載

※2 岩泉町HP(平成29年1月31日現在)に基づき記載



地図使用承認©昭文社第56G107号



台風による被害状況

### (3) URの支援状況

- ・ 平成28年10月以降、支援に向けた打合せ・現地調査等を実施
- ・ 同11月から、復興庁を通じ岩泉町へUR職員1名を派遣
- ・ 岩泉町からの要請に基づき、復興まちづくり計画の策定を支援し、「復旧・復興まちづくりの推進に向けた覚書」(※)を交換(H29.3.16)

※ URは復興まちづくり計画の策定に係る助言や技術提供を行う

I-1-(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり(③災害復興への取組)

○ 糸魚川市駅北大火で被災した新潟県糸魚川市において、**人的支援を含めた復興まちづくり支援**を開始。

3 糸魚川市駅北大火(H28.12.22発生)に伴う災害復興支援

(1) 糸魚川市駅北大火の概要

発生日時	出火	平成28年12月22日 10時20分頃
	鎮火	平成28年12月23日 16時30分
出火場所		糸魚川市大町1丁目2番7号
焼損棟数		147棟(全焼120棟、半焼5棟、部分焼22棟)
焼失面積		約40,000㎡(被災エリア)
負傷者		17名(一般2名、消防団員15名)
被災者状況		120世帯244名

※「糸魚川駅北大火対応状況(平成29年2月15日現在。糸魚川市作成)に基づき記載



地図使用承認©昭文社第56G107号



火災による被害状況

(2) URの支援状況

- ・ 国と連携して復興に向けた糸魚川市の取組みを支援
    - H29. 1. 5 復興まちづくり調査団の一員(本社都市再生部職員4名派遣)として現地視察及び意見交換を実施
    - H29. 2. 1 糸魚川市にUR職員1名が出向。派遣職員の支援体制を本社都市再生部内に構築
    - H29. 2. 3 糸魚川復興まちづくり推進協議会に出席(本社都市再生部職員2名出席)
    - H29. 3. 21 糸魚川市とURが「復興まちづくりの推進に向けた覚書」(※)を交換
- ※:URは復興まちづくりの推進に係る助言や技術提供等を行う



覚書調印式の様子

# I-1-(4) 防災性向上による安全・安心なまちづくり(③災害復興への取組)

- 今後の大規模災害の発災に備え、被災地の復旧活動への技術的支援対応に加えて、**被災地の復興に向けた計画策定支援を行うための復興初動期体制を速やかに構築するため、その事前準備体制を整えることとした。**
- 大規模災害発災時には、一部現業を止めてでも災害規模に応じた必要要員を招集するため、都市再生部門を中心に**予め400名程度の職員を選定し、本人に対して通知。**(平成28年7月)

発災

進捗に応じて

